

論点に対する回答

分野	性質上オンライン化が適当でないとする「公共職業安定所での失業の認定」について
省庁名	厚生労働省
<p>「公共職業安定所での失業の認定」は、年間の手続件数が 600 万件を超える等国民生活に密接に関連する手続であるものの、規制改革推進会議が推進する行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的見直しに対して「性質上オンライン化が適当でない」との回答がなされている。</p> <p>当該手続については、「当面の規制改革の実施事項（令和 2 年 12 月 22 日 規制改革推進会議）」において、「性質上オンライン化が適当でないとする手続についても、最新の技術を踏まえて、補完的手段の活用可能性を含めてオンライン化ができないか厳しく検証する」とされたことを踏まえ、「規制改革推進会議第 12 回 デジタルガバメント ワーキング・グループ（令和 3 年 5 月 13 日／以下、WG）」において、書面・対面（出頭）を求めることによる国民への負担やそのオンライン化について議論を行った。</p> <p>上記ワーキング・グループでの議論においては、利用者負担の軽減のためのオンライン化を求める意見が多く見られたところ、「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定／以下、閣議決定）」において、「失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について検討する」ことが決定されている。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点について回答されたい。</p> <p>【論点①】</p> <p>閣議決定を踏まえて、「公共職業安定所での失業の認定」に係る一連の手続において現在推進している事業者、失業者等の利用者負担の軽減策（予定含む）について、具体的に説明されたい。</p> <p>【回答①】</p> <p>資料 1 - 2 のとおり。</p>	

【論点②】

WGでの議論において、フランス等の諸外国の取組状況を参考とすべき旨の意見がなされていたところ、調査の結果について、具体的に説明されたい。

【回答②】

資料1-3のとおり。

【論点③】

デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則が昨年12月のデジタル臨時行政調査会で決定されたことを踏まえ、上記原則を共通指針として、政府全体でデジタル改革、規制改革、行政改革を一体的に推進する方針が示されている。本方針等を踏まえれば、「公共職業安定所での失業の認定」に係る一連の手続について、事業者、失業者双方の利便性向上及び行政内部の効率化・行政の高度化等を図る観点からの改革が必要であると考え

- a) 受給資格決定・求職申込手続のための来所（出頭）
- b) 受給説明会

c) 失業認定日の来所（出頭）及び失業認定申告書等の書面の提出 等の申請者本人が行う書面・対面手続についても、「フランスやドイツにおいてオンライン化が実現できていること」、「マイナンバーカード及びマイナポータルを活用して、支給額を本人へ電子的に通知すること等を可能とする取組（雇用保険用Webサイト）が進められていること」を踏まえれば、オンライン化が可能であり、「公共職業安定所での失業の認定」に係る一連の手続のデジタル完結は実現可能であると考え（上記5つの原則のうち、デジタル完結・自動化原則）。

この場合において、仮に、引き続き、対面による手続を行う必要があると考えられる者が存在するとしても、一律かつ硬直的な規制ではなく、リスクベースの規制とすべきである（上記5つの原則のうち、アジャイルガバナンス原則）。

諸外国における取組状況を参考としつつ、オンライン化及びデジタル完結をどの様に効率的に行うのかについて、検討の場を設けるとともに、速やかに検討を開始すべきと考えるが、貴省の見解及び具体的な取組方針如何。

なお、検討を行うに当たっては、現行の一律に対面（出頭）を求める制度

を前提とするのではなく、真に相談（面談）が必要な者や、真に給付に要する情報等の制度の在り方についても併せて検討すべきと考えるが、貴省の見解及び具体的な取組方針如何。

【回答③】

回答①のとおり、雇用保険の一連の受給手続について、現行制度下においてもデジタル技術を活用した利便性の向上・行政の効率化を図っている。一方で、失業認定手続自体の運用については、雇用保険制度の制度趣旨を踏まえた適正な運営、給付と負担の在り方、ハローワークの体制、財政影響等も踏まえて不断に検討する必要があるところ。今後、雇用保険制度全般について制度の在り方を検討する中において、手続の各場面におけるデジタル技術の活用も含めて検討していく。

【論点④】

論点③に関連して、可能な限り速やかなオンライン化及びデジタル完結を実現するため、公共職業安定所への一律の出頭を求める雇用保険法の規定を速やかに改正するとともに、効果測定のための試行的・実証的取組みを開始すべきと考えるが、貴省の見解及び具体的な取組方針如何。

【回答④】

回答③のとおり、雇用保険制度全般について制度の在り方を検討する中において、手続の各場面におけるデジタル技術の活用も含めて検討していく。なお、市町村取次の対象者等、ハローワークへの出頭が困難な者に対する負担軽減については、上記検討とは別途検討する。

(参考)「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について」(抄)
(令和4年1月13日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会)

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

令和4年1月13日付け厚生労働省発職0113第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

1 本部会として、雇用保険財政の在り方に関する今後の検討に際し、以下のとおり公労使一致の意見を付す。

(中略)

○ 雇用保険制度は労働者や使用者が負担する保険料と国庫負担から成り立つ仕組みであり、今回新たな国庫負担の仕組みを導入したとしても、雇用保険財政の建て直しに向けてまさにこれから取り組んでいく状況であることから、雇用保険事業における諸給付及びその費用負担の在り方について、引き続き、労働政策審議会において総合的に検討を行うべきである。

2 上記の意見を厚生労働省が最大限尊重することを前提に、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。